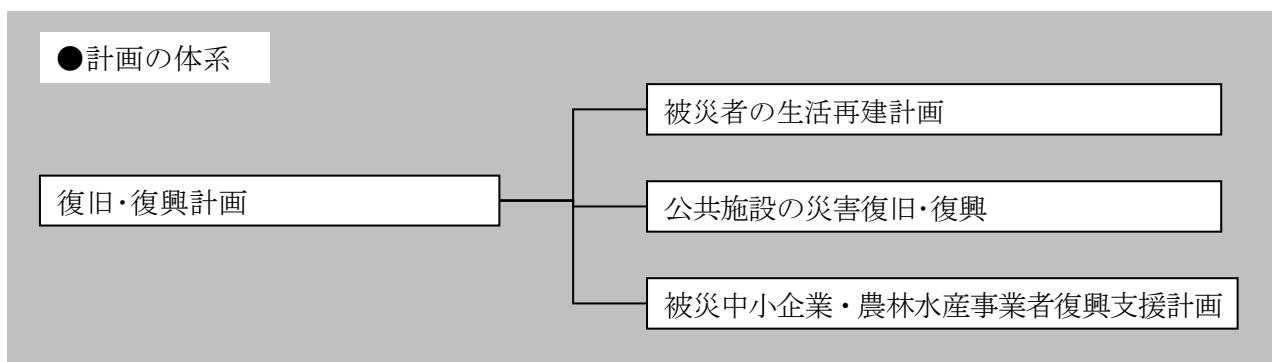


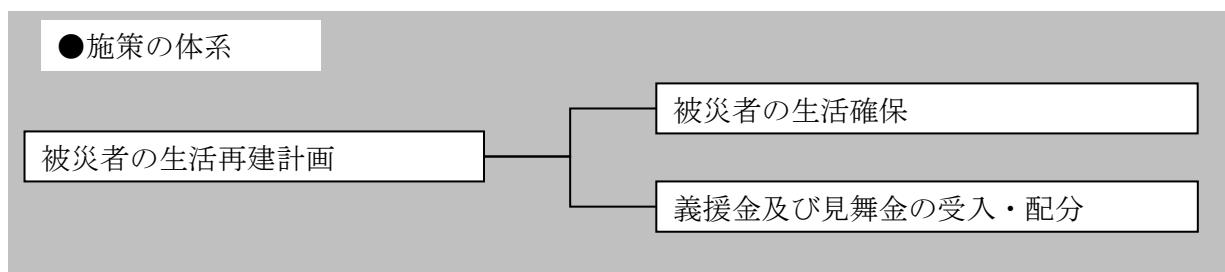
第4編 復旧・復興計画

本編は、大規模災害が発生した場合、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性を想定し、被災後の社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るために、一日も早い被災者の生活再建を目指し、市及び県をはじめとする防災関係機関が協力して必要な措置を講じることを定める。



第1章 被災者の生活再建計画

被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市及び県をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう市及び県は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付け等について必要な措置を講じる。

市の主な担当	危機管理課、課税課、収税課、くらし安心安全課、文化スポーツ課、福祉政策課、生活支援課、こども家庭課、保険年金課、商工振興課、建築住宅課、建築指導課
--------	---

第1 生活相談

災害発生後から被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市は、次の措置を講じるものとする。

1 市民相談窓口の設置

主管課は、関係各部の支援を得て被災者のための市民相談窓口を庁舎、総合支所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。

2 巡回相談・臨時相談所の設置

発災初期の混乱が終息したとき、被災現地での市民相談窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係わる相談、要望、苦情等を聴取し、関係部局に速やかに連絡する。この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、総合政策部長が決定する。

3 県、防災関係機関との連携

県、防災関係機関との連携を密にし、相談体制の確立及び相談内容の対応への充実を図る。

4 外国人市民に対する相談体制

通訳ボランティア等の協力を得て、外国人市民に対する相談体制を確立する。

5 相談業務内容

相談業務はおおむね次のようなことが考えられ、各部局から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。

- | | | | | | |
|-------------|----------|----------|--------|-----|--------|
| ・福祉 | ・融資、生活資金 | ・住宅 | ・医療、保健 | ・物価 | ・法律、税金 |
| ・家屋解体、がれき処理 | | ・就業、保険給付 | | ・教育 | ・心のケア等 |

6 解決困難な相談への対応

解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。

第2 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により失職した者の雇用確保のため、市は、県の行う職業相談、求人開拓、職業のあっせん、雇用保険の失業給付及びこれに必要な措置を推進する。

1 職業あっせん計画

(1) 県（労働対策班）が行う措置

ア 公共職業安定所との連携

災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については市の被災状況等を勘案のうえ、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

イ 早期就職の促進

早期就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また、自ら次の措置を講じる。

(ア) 職業相談

公共職業安定所職員を前に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(イ) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(ウ) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介するように努める。

(エ) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

(2) 公共職業安定所の措置

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、

離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 県（労働対策班）の措置

県は、雇用保険の取扱いに関し公共職業安定所が実施する措置について指導・助言する。

(2) 公共職業安定所の措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害に係わる休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けとることが出来ない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、滞納金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知にあたっては、自らの広報に加え市及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予。
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市町においても適切な対応がなされるよう指導するものとする。
市 (課税課) (収税課)	市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

(注) 地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あて「災害被害者に対する地方税の減免措置について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4 国民健康保険料等の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法・介護保険法及び市条例等に基づき、国民健康保険料及び介護保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に応じて適時、適切な措置を講じる。

第5 住宅の建設

災害により居住していた住宅を喪失した者については住居の確保が必要になる。このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編第11章「応急住宅計画」による。

2 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

県は、被害が甚大で市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

(1) 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付の対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷又は住居・家財等に被害を受けた低所得世帯に対して貸し付けられるものとして、生活福祉資金がある。貸付業務は県社会福祉協議会が、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

(3) 申込先

市社会福祉協議会

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が、経済的自立により安定した生活を営むことができるよう、各種の貸付を行う。

この貸付けは災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 対象

母子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又はその児童

父子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父又はその児童

寡婦福祉資金：寡婦の方、40歳以上の配偶者のない女子

(現に子を扶養していない場合は、所得制限あり)

(2) 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度金、結婚資金がある。

(3) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

(4) 申込先

市（こども家庭課）

（注）相談については、母子・父子自立相談員があたる。

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸し付けられるもので、貸付けは市が指定した金融機関（中国労働金庫）が行う。

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷を負い、又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けるもので市が貸付けを行う。

第7 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、又、精神若しくは身体に著しい

障害を受けた者に対して災害障害見舞金を市において支給する。

第8 被災者等に対する援護措置

1 見舞金の支給

県は、県内において発生した災害に係る被災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

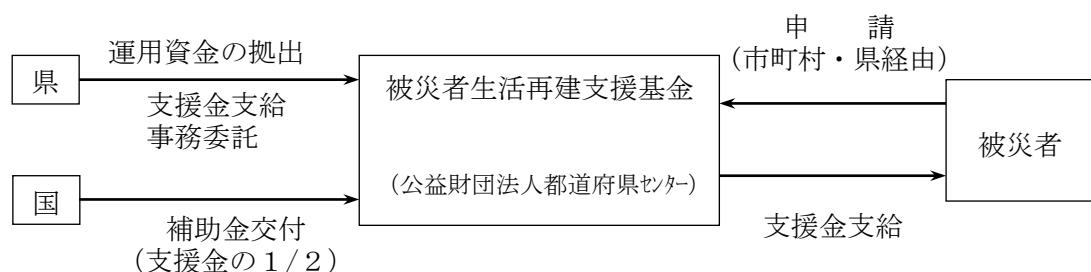
2 災害の定義、対象事項、支給制限等

県地域防災計画資料編「災害見舞金支給要綱」による

第9 被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

支援金支給の仕組み



第10 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。このため、消費者保護の観点から次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 市民からの苦情、相談

県は、既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費者生活センターにおいて、市民からの苦情、相談に対応する。

イ 是正指導

売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認のうえ、不当な行為においては是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定供給を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 市（商工振興課）及び県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係部局の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 価格及び需給動向の調査

市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」「暮らしの相談員」「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 高騰抑制の要請指導等の実施

住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ・被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ・郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- ・郵便貯金及び国債等の非常貸付
- ・被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- ・民間災害対策救護団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- ・国債等の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

- ・保険料払込猶予期間の延伸
- ・保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- ・保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- ・解約還付金の非常即時払
- ・保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係わる放送受信料の免除

4 電話料金等の減免

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞品の受け入れ・配分

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せら

れ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日本赤十字社山口県支部がとる対応について、必要事項を定める。

市の主な担当	福祉政策課
--------	-------

第1 義援金品の受付

1 受付窓口の開設

義援金品の寄託は災害発生当日から行われることが予想され、各機関は災害発生後おおむね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。

2 義援品受付の原則

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認・仕分けなどの作業が必要となることから、個人からは原則として義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災者が真に必要とするものに限定する。

3 報道機関の協力による周知

義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。

4 受付に係る各機関の対応

機関名	措置内容
市	<ul style="list-style-type: none">市は、義援金品の受付窓口を開設する。直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。出納室長は、義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	<ul style="list-style-type: none">県民及び他の都道府県から県に寄託された義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。義援金受付のために普通預金口座を開設する。国又は地方公共団体等から知事あての見舞金は、災害救助部において受け付ける。県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日本赤十字社 山口県支部	<p>県民及び他の都道府県から日本赤十字社に寄託された義援金品について、日本赤十字社山口県支部及び市において受け付ける。</p> <p>ただし、被災の状況により前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p>

第2 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配付するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

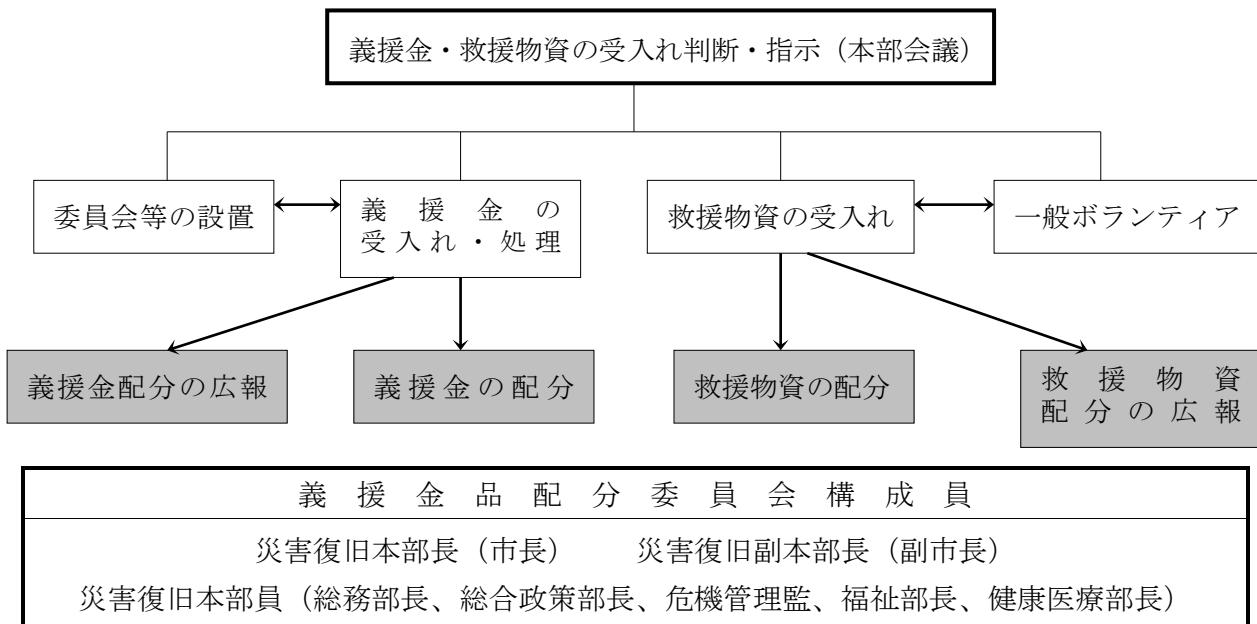
機 関 名	措 置 内 容
市	<ul style="list-style-type: none">・義援金 　義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。・義援品 　義援品は、市が直接受領したもの及び県、日本赤十字社山口県支部が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 　ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	<ul style="list-style-type: none">・義援金 　災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、預金保管する。・義援品 　都道府県及び外国等からの義援品等については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市に配分するまでの間一時保管する。 　ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日本赤十字社 山口県支部	<ul style="list-style-type: none">・義援金 　日本赤十字社山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、公平かつ適正に配分する。

機 関 名	措 置 内 容
市	<p>被災地の市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">1 義援金<ul style="list-style-type: none">・市に直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。・り災証明書は、義援金配付時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、この発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続きの簡素化等の措置を講じるものとする。2 義援品<ul style="list-style-type: none">・義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮のうえ、配布する。・配布にあたっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て配布する。
県	<ul style="list-style-type: none">・災害が複数の市町村にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町村への配布決定は、配分委員会等において行う。・義援品は、必要車両を借上げ、市が指定する場所まで輸送し、市に引き渡すものとする。
日本赤十字社 山口県支部	<ul style="list-style-type: none">・日本赤十字社山口県支部に寄託された義援金品の市町村への配分については、配分委員会において行う。ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。・義援金は、上記の決定に基づき被災市町村へ送金する。

[義援金品受付け・配分の流れ]



第3節 生活必需品、復旧資材等の供給

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保について、市及び県は、次の措置を講じる。

市の主な担当	危機管理課、商工振興課
--------	-------------

第1 値格及び需給動向の把握

生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

第2 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

第3 関係機関等への協力要請

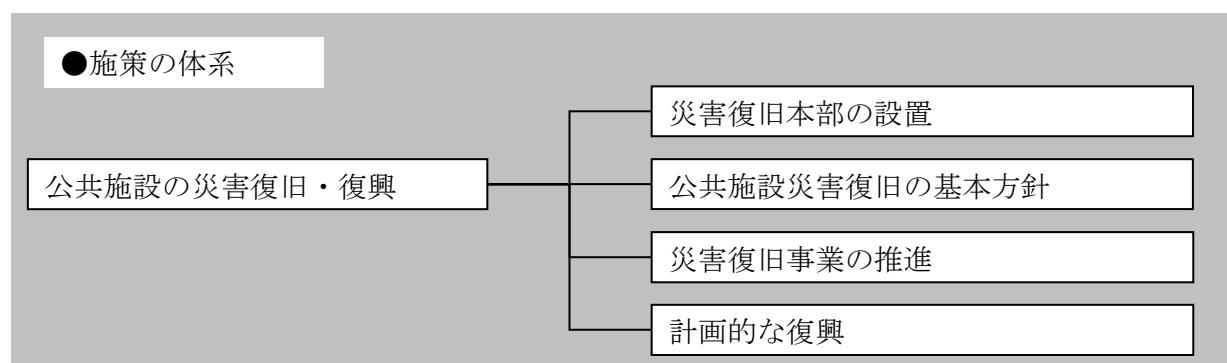
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。

- ・情報提供
- ・調査
- ・集中出荷
- ・その他の協力

第2章 公共施設の災害復旧・復興

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活に、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧本部を設置し、迅速に被害調査を実施のうえ、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



第1節 災害復旧本部の設置

市の主な担当 全部局、政策企画課

第1 災害復旧・復興計画の策定

本庁舎に災害復旧本部を設置し、被災状況の収集・とりまとめ・被災台帳の整備等を基に災害復旧・復興に関する基本方針及び災害復旧・復興計画を速やかに策定し、計画的な復旧・復興事業を推進する。

災害復旧本部体制	<ul style="list-style-type: none">・災害復旧本部長（市長）・災害復旧副本部長（副市長）・災害復旧本部員 審議監、総務部長、危機管理監、総合政策部長、市民協働部長、文化スポーツ振興部長、環境部長、福祉部長、健康医療部長、産業振興部長、農林水産部長、建設部長、都市開発部長、教育長、教育次長、消防長、水道局長、水道局副局長・出務対象（全職員）※出務人数は責任者の判断で調整
----------	---

第2 災害復旧事業計画の策定

計画の策定にあたっては、それぞれが所管する公共施設の被災状況等を的確に把握し、関係機関と連携を図りながら、災害復旧事業計画を策定する。

第2節 公共施設災害復旧の基本方針

市の主な担当	全部局
--------	-----

災害により被災を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

第3節 災害復旧事業の推進

市の主な担当	福祉部、健康医療部、環境部、産業振興部、建設部、都市開発部、教育委員会、財政課、農林整備課
--------	---

市及び県は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - ・河川公共土木施設災害復旧事業
 - ・海岸公共土木施設災害復旧事業
 - ・砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - ・林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - ・地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - ・急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - ・道路公共土木施設災害復旧事業
 - ・港湾公共土木施設災害復旧事業
 - ・漁港公共土木施設災害復旧事業
 - ・下水道公共土木施設災害復旧事業
 - ・公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 社会教育施設災害復旧事業
- 8 公営住宅災害復旧事業
- 9 公立医療施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第2 災害査定の早期実施

市及び県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定にあたっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3 災害復旧事業計画

1 災害復旧にあたって

災害復旧にあたっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定期を明示するものとする。

2 計画的な復旧

復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、緊急事業を定めて、計画的な復旧を図る。

3 円滑な事業推進

災害復旧にあたっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

1 市災害復旧事業

市において、技術職員の不足を生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

2 県営災害復旧事業

被災地所管出先機関の職員に不足を生じるときは、被災地域外県出先機関又は本庁から所要数の職員を派遣し対応するものとし、それでもなお不足するときは、国があっせんによる他県からの派遣職員をもって充足するよう措置するものとする。

第5 災害復旧事業に係わる資金の確保

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- ・公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・海岸法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
- ・生活保護法
- ・児童福祉法
- ・身体障害者福祉法
- ・障害者自立支援法
- ・壳春防止法
- ・老人福祉法
- ・水道法
- ・上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省事務次官通達）
- ・下水道法
- ・災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- ・産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- ・と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- ・社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和 59 年 9 月 7 日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業に関連して発行が許可される地方債としては、次のとおり。

- ・補助災害復旧事業債
- ・直轄災害復旧事業債
- ・単独災害復旧事業債
- ・地方公営企業等災害復旧事業債
- ・火災復旧事業債
- ・小災害債
- ・歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係わる措置としては、次の措置が考えられる。

- ・災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- ・普通交付税の繰上交付措置
- ・特別交付税による措置

第6 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

県は、市関係部局からの被害報告を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
- (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係わる堆積土砂排除事業
(イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市及び県は連携を図り復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし計画的な復興を進める。

市の主な担当	全部局
--------	-----

第1 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

(1) 市街地の整備

復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。

(2) 基本的な目標

計画策定にあたっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を基本的な目標とする。

(3) 各事業者との調整

ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。

(4) 既存不適格建築物

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 市民への情報提供

復興計画の策定にあたっては、市民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

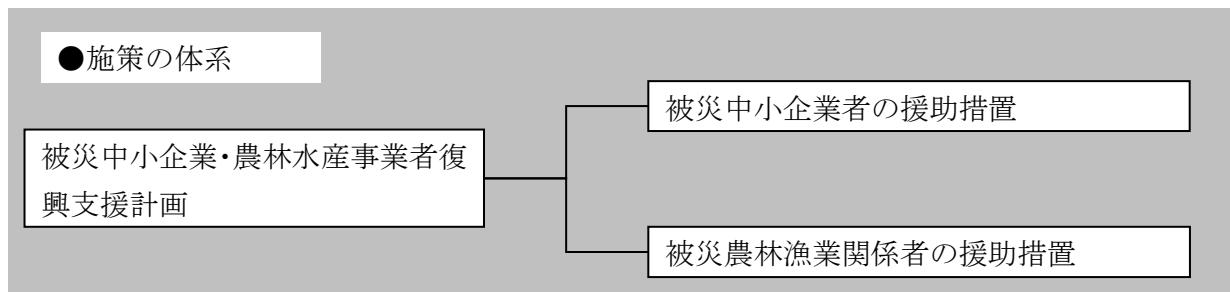
第2 復興計画の推進

事業実施にあたっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

大規模災害等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図るうえで重要なものとなることから、市、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災中小企業者の援助措置

市の主な担当	商工振興課
--------	-------

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。このため、県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、以下の必要な措置を講じる。

第1 貸付制度融資の促進

株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。

第2 低利、長期の融資

必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。

第3 保証増大の要望

被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。

第4 中小企業向け融資

地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

第5 激甚法指定の措置

中小企業者の負担を軽減し復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。

第6 貸付手続の迅速化・貸付条件の緩和

金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。

第7 被害状況の迅速な調査

中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金援助について、速やかに把握する。

第8 特別措置の周知

市及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

災害により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

市の主な担当	農林振興課、水産港湾課
--------	-------------

第1 融資の指導、あっせん

農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あっせん。

第2 利子補給並びに損失補償の実施

被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。

第3 償還期限の延長措置

被害農林漁業者に対する、農林漁業金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあっせん並びに既往貸付金の償還期限の延長措置。

第4 農業災害補償

農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。

第5 漁業災害補償

漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。